

船舶事故調査報告書

平成24年3月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
委員 庄 司 邦 昭
委員 石 川 敏 行
委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成22年12月22日 02時00分ごろ
発生場所	阪神港堺泉北区 大阪府堺市所在の堺泉北大和川南防波堤北灯台から真方位120°60m付近 (概位 北緯34°36.3′ 東経135°23.3′)
事故調査の経過	平成23年2月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	石材砂利運搬船 第八勝丸 ^{かつ} 、469トン 131841、有限会社大角海運 49.89m×10.50m×5.50m、鋼 ディーゼル機関、735kW、平成元年5月
乗組員等に関する情報	航海士 男性 41歳 五級海技士（航海） 免許年月日 平成元年7月12日 免状交付年月日 平成21年7月10日 免状有効期間満了日 平成26年7月11日
死傷者等	なし
損傷	本船 左舷船首部ブルワーク凹損等 防波堤 擦過傷
事故の経過	本船は、船長及び航海士ほか1人が乗り組み、碎石約1,000tを積載して兵庫県姫路市西島（家島諸島）から明石海峡經由で阪神港堺泉北区に向かった。 航海士は、平成22年12月21日23時50分ごろ明石海峡航路中央第3号灯浮標を通過した付近において、単独の船橋当直に就き、針路をおおむね阪神港堺泉北区に向ける約088°（真方位、以下同じ。）に定め、操舵装置後方の椅子に腰を掛けて自動操舵により航行した。 航海士は、周囲に航行の支障となる船舶がないことを確認しながら東進中、阪神港神戸区南方沖を通過した頃から眠気を催すようになった。 航海士は、0.75マイルレンジとしていたレーダー画面の端に大阪灯標の映像が映ってきたことは覚えていた。 本船は、同じ針路で航行し、22日02時00分ごろ堺泉北大和川南防波堤北灯台から120°60m付近の大和川南防波堤（以下「本件防波堤」という。）に衝突した。

	<p>航海士は、衝突の衝撃で目を覚まし、また、船長は、自室で就寝中に衝撃音で目覚めて昇橋し、操船を代わって本船を阪神港堺泉北区の沖に移動させた。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南西、風速 約3m/s、気温 約12℃、視界良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の初期、潮流 微弱な東流</p>	
その他の事項	<p>本船は、基本的に日曜日以外の毎日、兵庫県相生港又は家島諸島で荷物を積んで深夜に出港して阪神港大阪区又は阪神港堺泉北区で荷物を揚げる航海に従事し、航海士は本航海の航路に慣れていていた。</p> <p>本船では、船橋当直を時間帯で割り振らず、出港後、機関長が播磨灘北航路第9号灯浮標南方沖付近までの約1時間30分、船長が明石海峡東口を通過するまで、航海士が目的港の港口を通過するまでそれぞれ単独で船橋当直に就いていた。</p> <p>航海士は、ふだんから、自宅で約2時間30分、出港後、本船で約3時間の睡眠を取っていた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、阪神港堺泉北区西方沖を自動操舵で東進中、単独で船橋当直中の航海士が、居眠りに陥ったことから、変針予定場所を通過して東進を続け、本件防波堤に衝突したものと考えられる。</p> <p>航海士は、慣れた航路であったこと、及び周囲に航行の支障となる船舶が存在していなかったことから安心したことから気が緩み、居眠りに陥ったものと考えられる。</p> <p>航海士は、休日を除き、毎日、自宅で約2時間30分、出港後は本船で3時間程度の睡眠をそれぞれ取っていたが、連続した睡眠を取っていなかったことから、睡眠不足の状態であった可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、阪神港堺泉北区西方沖を自動操舵で東進中、単独で船橋当直中の航海士が居眠りに陥ったため、変針予定場所を通過して本件防波堤に向けて航行し、本件防波堤に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>本船の船舶所有者は、本事故後、本船操舵室天井付近にタイマー式でアラームが鳴る居眠り防止装置を設置した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船橋当直中に眠気を催した場合には、椅子から立ち上がって眠気を払拭する措置をとること。また、眠気が払拭されないときには、船長に報告すること。 	